



—先生の研究テーマについて教えていただけませんか。

私の専門は国際人権法と障害法です。国際人権法は人権に関する条約などを対象とする法学の一分野です。障害法は障害者に関する法を対象とする法学の一分野です。どちらにも共通する研究対象として、なかでも、障害者権利条約と差別禁止法を研究しています。障害者権利条約は、障がいのある人の権利を守るための条約です。条約は、国と国との国際的な約束ことなのですが、同時に日本の国内法としての効力ももっています。この条約の内容が、日本においてどのように実現されているのか、イギリスやマレーシアなど他の国と比較しながら検討しています。

障害と法との関係を考える

日本では、2016年4月1日に障害者差別解消法が施行されます。この法律は、障がいのある人に対する不当な区別や排除を禁止すると同時に、障害のある人に対して合理的配慮をすることを義務づけます。合理的配慮とは、障害のある人のニーズを満たすための取り組みをいいます。目が見える人のニーズ、耳が聞こえる人のニーズはこれまで当然のように配慮されてきましたが、目が見えない人のニーズ、耳が聞こえない人のニーズは当たり前のように配慮されてきませんでした。障害の有無を問わず、すべての人のニーズへの配慮が可能となる条件は何かという問題も検討しています。

—どのような経緯で今の研究をしているのでしょうか？

学部は外国語学部ドイツ語学科ですが、卒業するあたりから、国際法に関心を持ち始めました。修士課程に入ってから国際法のゼミに所属して、それから少しして、障害者に関心をもちはじめ、障害者に関する国際人権法の研究をしているうちに、障害学という学問分野に接することになりました。そして、障害学と法学の学際的分野である障害法が欧米で発展してきていることも知るようになりました。ここでいう障害法、障害学は、まだ欧米でも新しい学問分野です。障害法は憲法、国際法、民法、刑法、社会保険法、労働法、教育法など分野横断的な学問分野である

《担当講義》

- 憲法要論
- 市民生活と法
- 犯罪と法
- 情報法

《情報法研究テーマ》

- 国際人権法、障害法

《プロフィール》

- 出身県:東京都
- 血液型:B型
- 星座:うお座
- 好きな言葉:自由

《主な履歴》

- 2005年に新潟大学大学院現代社会文化研究科を修了し博士号(法学)を取得後、2007年8月から2012年3月まで東京大学大学院経済学研究科特任研究員、2012年4月から2015年3月まで東京大学先端科学技術研究センター客員研究員。2015年4月より現職。

点にも特徴があります。

私自身は、国際法(特に国際人権法)を中心に障害法を研究していますが、明治大学法科大学院の教育補助講師を3年程つとめたこともあり、憲法にも強い関心を持っています。また、アジア経済研究所によるアジアの障害法に関する共同研究のメンバーとして6年程活動して、マレーシアの障害法を研究してきました。

—趣味は何でしょうか？

最近では、観劇も楽しんでいますが。たとえば、歌舞伎やミュージカルに行ったりしています。スポーツも好きで、野球やサッカー、卓球、バドミントンなどをします。小学生のときは野球のチームに入っていて、中学生

のときは放課後はいつもサッカーでした。学部的时候は体育会の少林寺拳法部の主将でした。修士課程のときは、研究の合間に、よくキャッチボールをしていました。修士論文が大変でしたので、とても良いストレス解消になっていました。

もっとも、最近はまだスポーツをする時間がとれません。時間を見つけて、新しいスポーツを何か始めたいと思っています。

—学生に対してのアドバイスは？

読書をしてください。多くの本を興味をひいたものから、どんどんさうと読んでいくのと、特に気に入った本を何度も精読していくの同時並行的におこなうとよいです。それとできれば英語を勉強できるとよいですね。とくに英会話は重要だとおもいます。英語の勉強は、もっと若いうちががんばってやっておくべきだったと今思っています。そして4年間、勉強と同時に、何かやりたいことを見つけて、打ち込めるとよいとおもいます。大学生のときは、スポーツもよいですし、音楽もよいし、生涯できるようなものをゆつくり探すことができる良いチャンスに溢れています。

いろいろなことをやってみるのもよいかもしれませんが、ひとつのことに生懸命取り組むこともとても良いことだとおもいます。パララに真摯に打ち込むのが、好きなことに真摯に打ち込むのはない世界が見えてくるのではないのでしょうか。